

各 位

令和 4 年 4 月 1 日
国立研究開発法人
日本原子力研究開発機構
敦賀事業本部

新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅの
原子力事業者防災業務計画の修正について
(お知らせ)

当機構は、原子力災害対策特別措置法^{※1}（以下「原災法」という。）に基づき、新型転換炉原型炉ふげん（以下「ふげん」という。）及び高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）の原子力事業者防災業務計画^{※2}（以下「防災業務計画」という。）の見直しを行っています。修正案について、同法に基づき令和4年1月24日から、関係自治体との協議を開始しました。

【令和4年1月24日お知らせ済み】

防災業務計画について、原災法に基づき、関係自治体との協議を経た上で、本日、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出ました。

当機構は、今後とも「ふげん」及び「もんじゅ」の安全確保に努めるとともに、原子力防災対策に万全を期してまいります。

1. 防災業務計画の主な修正事項
- ・組織改正に伴う変更 等

(参考)

協議対象の関係自治体

- ・ふげん : 福井県、敦賀市、滋賀県
- ・もんじゅ : 福井県、敦賀市、滋賀県、岐阜県

※1 : 原子力災害対策特別措置法（原災法）

平成11年9月30日に発生したJCOウラン加工施設での臨界事故を契機として、同年12月、原子力防災対策を強化するために制定された。その後、東日本大震災の教訓を踏まえて国の対策本部の強化等を行うために、平成24年6月に改正された。

※2 : 原子力事業者防災業務計画（防災業務計画）

原災法第7条に、原子力事業者は防災業務計画を作成すること、及び、毎年この計画に検討を加え、必要に応じて修正することが定められている。また、同条第2項では、修正しようとするときは、あらかじめ所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事と協議することが定められている。

防災業務計画には、関係箇所への速やかな通報、災害の拡大防止、環境放射線モニタリングの実施など必要な業務を定めている。

以 上

【本件に関する問い合わせ先】
国立研究開発法人
日本原子力研究開発機構 敦賀事業本部
地域共生部 地域共生・広報課長 阪口 友祥
電話：0770(21)5023（直通）